

避難所における新型コロナウイルス 感染症対策指針

**令和2年6月
香川県**

はじめに

香川県では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、県内市町と連携し、検査・医療体制の充実などに全力をあげるとともに、県民や県内事業者の皆様にご協力をいただき、外出自粛や施設の使用制限の要請、学校休業などを実施し、感染拡大の大きな波を収束の方向に向かわせることができました。

一方、新型コロナウイルスへの対応は予断を許さず、また、第2波や第3波など長期にわたることも想定されることから、県民の皆様には、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践していただき、感染拡大を防止しつつ、社会経済活動を維持・回復させていくことが求められています。

こうした中、風水害や地震などの自然災害の発生やその恐れがある場合には、市町は避難情報を発令し、必要に応じて避難所の開設、住民の受け入れを行うことになります。しかしながら、これまでの避難所運営においては、3つの密（密閉、密集、密接）になりやすく、新型コロナウイルス感染症が拡大しやすい環境にあると言えます。このため、避難情報が発令された際には、避難所での3つの密の懸念から、避難を躊躇する方への対応や、避難所で発熱症状などが出た方の専用スペースの確保、さらには、感染防止対策に必要な備品の整備など、感染症拡大防止を踏まえた避難所運営には、多岐にわたる課題が想定されます。

県では、本年4月30日付けて、県内市町に対し「避難所における新型コロナ感染症対策への対応について」を発し、各市町が感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営が行えるよう、留意事項等を通知したところですが、今回、これまでの市町の避難所運営に係る指針として作成してきた『避難所管理運営指針（平成26年3月）』を踏まえつつ、新たに「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」を別途作成しました。

市町におかれましては、本指針を参考に、それぞれの地域の実情を十分踏まえ、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営の強化に努めていただきたいと考えています。

なお、本指針は、指定避難所の運営に係る留意すべき事項をまとめたものですが、必要に応じて指定避難所以外の避難場所を確保する場合においても感染防止対策を講じていただく必要があり、指針の内容に準じた適切な運営をお願いします。

目 次

1 県民の適切な避難行動への理解促進	1
(1) 適切な避難行動の周知・徹底	
(2) 適切な避難行動への支援	
(3) 必要な物資等の持参の啓発	
2 避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避	2
(1) 避難所における収容人数の確認	
(2) 3密（密閉・密集・密接）を回避するための対策	
3 避難所等における生活環境の確保	4
(1) 避難所開設に当たっての準備	
(2) 避難所開設時の感染防止対策	
4 避難所等における健康管理、発熱等の症状が出た場合の対応	6
(1) 保健福祉部門との連携等	
(2) 特に配慮が必要な避難者への対応の検討	
(3) 避難者の健康管理	
(4) 発熱等の症状が出た者への対応	
(5) その他	

1 県民の適切な避難行動への理解促進

避難所での感染リスクを危惧して、避難行動をとらないおそれがあるため、平時から地域の災害リスクを把握し、適切な避難行動を考えてもらうため、次の点について、広報誌やホームページ、防災行政無線等を活用して、広く住民に周知する。

(1) 適切な避難行動の周知・徹底（避難とは「難」を「避」けることの徹底）

- ・平時から、ハザードマップ等を活用して、地域の災害リスクを把握するとともに、指定避難所の位置、経路等を確認するよう周知・徹底する。
- ・自宅で安全が確保できる場合は、必ずしも避難場所に行く必要がないことを住民に周知する。
- ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難や、安全な場所（学校のグラウンド等）における車中泊等についても検討するよう周知する。
- ・新たに開設する多様な避難場所について、あらかじめ周知しておくとともに、その位置や避難経路を確認するよう徹底する。

(2) 適切な避難行動への支援

- ・テレビやラジオ、防災行政無線に加え、防災アプリ「香川県防災ナビ」や防災情報メールなどの多様な情報入手方法を周知することにより、県民の適切な避難行動を支援する。

(3) 必要な物資等の持参の啓発

- ・非常用持出品に加え、マスク、体温計、アルコール消毒液などについても、できる限り、日頃から準備し、持参することを啓発する。

2 避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避

避難所を開設する際、多くの避難者が密集すると、十分な間隔が確保できず、3密になることが懸念されることから、次の点に留意する。

(1) 避難所における収容人数の確認

- ・過去の風水害等の実績により避難者数（密集傾向にある避難所等）を確認する。
- ・浸水想定区域等ハザードマップにおける被害が想定される避難者数と避難所収容人数を確認する。
- ・上記での検証を踏まえ、世帯間で概ね2m（最低でも1m）の間隔や、人との交差を避けるための十分な通路幅（2m）を確保した場合の収容人数を確認する。

(2) 3密（密閉・密集・密接）を回避するための対策

① 指定避難所以外の避難所の確保等の検討

- ・上記（1）により、十分なスペースが確保できない場合、地域の実情を踏まえ、指定避難所において通常使用していない部屋や施設、指定避難所以外の避難場所の活用を検討する。
- ・災害の規模に応じて、段階的な避難所開設を行っている場合には、第一段階から通常使用していない部屋や施設を開放することも検討する。

② ホテル・旅館等の活用

- ・ホテル・旅館等については、地域の実情を踏まえ、他の開設可能な公共施設の活用を十分検討したうえで、なお避難所の不足が予測される場合に活用を検討する。
- ・ホテル・旅館等を避難所として活用する場合は、県と香川県ホテル旅館生活衛生同業組合と「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」（令和元年5月）を締結した際に作成した「帰宅困難者の一時滞在受入協力宿泊施設一覧」を活用して、地域の実情を踏まえ、必要に応じて、個別にホテル・旅館等に事前に相談しておく。
- ・ホテル・旅館等への避難については、県と香川県ホテル旅館生活衛生同業組合との協定内容を踏まえ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の優先順位を検討する。
- ・避難者等への周知方法については、ホテル・旅館等と調整のうえ、検討するとともに、指定避難所から移動する場合は、移動方法についても検討する。
- ・国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修施設などについては、国等と連携して提供されるリストなどの情報を基に、必要に応じ、活用に向けて検討、調整を行う。
→ホテル・旅館等や国等が所有する研修施設などの借上げ、当該施設の輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」）の活用対象

③ 高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者への対応

- ・避難行動要支援者名簿により、支援者や地域の協力を得て、適切な避難行動に関する支援体制を確認するなど、個別計画の作成を進める。

- ・福祉避難所として活用する協力施設等と協議し、上記（1）と同様に、スペースの確保等について検討する。
- ・高齢者については、県及び高松市と香川県老人福祉施設協議会、香川県老人保健施設協議会との「災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定」に基づく要請を行う。

④ 避難所職員の確保の検討

開設する避難所等が増加する場合、各市町の職員数によっては、各避難所の担当職員の配置が困難になる可能性があることから、各市町のBCPに基づく職員の配置計画を十分検討するとともに、自主防災組織や自治会など地域の協力も得られるよう、事前に協議する。



密閉回避



密集回避



密接回避

3 避難所等における生活環境の確保

避難所の開設に当たっては、避難者（個人又は世帯）間の間隔の確保のほか、マスクの着用や手指消毒など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を踏まえた生活環境を確保する必要があることから、次の点に留意する。

(1) 避難所開設に当たっての準備

① 避難者間のスペースの確保の検討

- ・避難者（個人又は世帯）ごとの間隔を、可能な限り2m（最低1m）確保する。
- ・十分な間隔が確保できない場合は、飛沫感染防止のため、少なくとも座位で口元より高いパーティション（高さ1～2m）の間仕切りを配置する。
※1人当たりの居住面積は、「避難所管理運営指針」の望ましい基準（3.5m²）を考慮しつつ、避難生活の長期化も見据え、可能な限り広く確保する。
- ・人の交差を防ぐため、通路幅を可能な限り2m程度確保し、避難所内の導線を一定にする。

② 避難所内で発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保の検討

- ・発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースについて、個室（不断使用していない部屋や、学校の体育館が避難所となっている場合は空き教室等の専用ゾーン）及び専用のトイレを確保する。
- ・個室の確保が難しい場合は、パーティション（高さ1～2m）の間仕切りを配置するなど一般の避難者とはゾーンを区別し、動線を分けるなど工夫する。
- ・施設の制約等から専用スペースの確保が難しい場合は、必要に応じて専用の避難所を設けることも検討する。

③ 必要な物資・資機材の確保等

【感染症対策】

- ・感染症対策として、マスク、消毒液、体温計、ハンドソープ、ペーパータオル、次亜塩素酸溶液（清掃用）、洗剤、ゴミ袋等を用意する。
- ・そのほかスペース確保のため、パーティション、ビニールシート、テント、簡易トイレ等を確保する。
- ・避難所運営職員等のため、使い捨て手袋、フェイスシールド、ガウンの確保も検討する。
→避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として確保する物資や資機材の費用については、県「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業補助金及び臨時交付金の活用対象であるほか、県においても、感染症対策に必要な物資・資機材を確保。

【その他】

- ・車中泊を想定し、エコノミークラス症候群対策（弾性ストッキングの確保）や熱中症対策等にも考慮する。
- ・指定避難所以外の避難者の把握に努め、物資の供給体制を構築する。

(2) 避難所開設時の感染防止対策

① 受付での対応

- ・避難所の受付では、一般の避難者や要配慮者、発熱者等を振り分けるために、対応する受付場所の表示を掲示するほか、受付待ちの避難者が距離を確保できるよう、床に線等で表示するなどの準備を行っておくことが望ましい。
- ・事前に検討した避難所内での専用スペースについて、発熱等の症状が出ている人が行動するゾーンや動線を分離し、他の避難者と接触することがないよう留意する（入所時のチェックシートについては別紙1のとおり）。
- ・避難所の受付では、手指の消毒、体調に関する問診及び検温を行い、咳、発熱等症状が出ていない場合においても原則マスクの着用を呼びかける。

② 避難所の衛生環境の確保

- ・避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等には手指消毒液を設置する。
- ・避難所内は定期的に換気し、避難者間のスペース確保に十分留意する。
※台風等により、換気ができない場合は、空気清浄機の活用を検討する。
- ・避難所内は定期的に清掃するほか、接触が頻繁な場所（ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等）の定期的な消毒を行うなど、衛生環境を確保する。

③ 避難者への周知・徹底

- ・避難者に対しては、マスク着用を基本とし、手洗いや咳エチケット等の「新しい生活様式」を徹底するよう周知・徹底する。
- ・物資の配布時間を細かく設定して、一同に集合しないよう調整するなど、避難者の密集・密接を回避する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。
- ・食事時間を調整することや対面での食事や会話を控えるなど、食事の際の3密対策を講じるとともに、食品や物資の手渡しは控えるよう周知する。
- ・避難者には、毎日の検温や体調確認を行い、発熱等の症状があった場合は、直ちに職員に申し出るよう周知する。
- ・避難所内に感染防止対策にかかるポスター等を掲示し、周知啓発を行う。



換気



手洗い



咳エチケット

4 避難所等における健康管理、発熱等の症状が出た場合の対応

避難所を開設した際には、保健福祉部門と連携して、避難者の健康管理や、発熱等の症状が出た場合の専用ゾーンへの案内のほか、保健所等との連絡体制の構築が必要となることから、次の点に留意する。

(1) 保健福祉部門との連携等

避難所運営を所掌する各市町の危機管理部門と感染者情報や専門的知見を有する保健所等との事前の連携体制構築が必要である。

① 具体的な準備の検討

避難所における基本的な感染症対策や、体調不良者が発生することを想定した避難所での事前のゾーニングのほか、自宅療養者や濃厚接触者は保健所から人との接触について制限を受けていることから、感染拡大防止のため、一般の避難者との混在を避ける必要がある。

このため、県の保健所と各市町の保健福祉部門と危機管理部門（高松市では市保健所と危機管理部門）が密接に連携を図り、災害発生時の対応について事前に検討を行う必要がある。

② 医療機関等との連携

避難者の健康状態の確認について、保健所及び保健福祉部門と以下の項目について事前に検討を行う必要がある。

- ・必要に応じて医師の診察を受けられるよう、地域の病院や医師会などとも連携を図る。
- ・感染が疑われる場合の搬送方法については、保健所のほか、消防機関などとの連携体制を構築する。

(2) 特に配慮が必要な避難者への対応の検討

新型コロナウイルス感染症の自宅療養を行う方等がいる場合の対応については、保健所や市町の保健福祉部門と十分に連携した上で、対応を事前に検討しておく必要がある。

【自宅療養者】

- ・新型コロナウイルス陽性者は、病院や宿泊療養施設等に入所いただくことを原則としているが、様々な理由により自宅療養者となる対象者が出了ような場合には、保健所と各市町の保健福祉部門を通じて、危機管理部門が連携し、災害時の専用避難所や専用スペースを決定しておく。
- ・併せて、一般の避難所に避難してきた場合のゾーニングも検討しておく。この専用避難所の情報については、平時から自宅療養者に対し健康観察を行っている保健所があらかじめ自宅療養者に周知するなどの対応を行う。

【濃厚接触者】

- ・濃厚接触者については、病院や宿泊療養施設等に入院等する必要はないが、自宅療養者と同様、他者との接触を避ける必要があるため、保健所と各市町の保健福祉部門を通じて、危機管理部門が連携し、災害時の専用避難所や専用スペースを決定しておく。
- ・併せて、一般の避難所に避難されてきた場合のゾーニングも検討しておく。この専用避難所の情報については、平時から濃厚接触者に対し健康観察を行っている保健所が、あらかじめ濃厚接触者に周知するなど対応を行う。

(3) 避難者の健康管理

- ・避難所には、保健師等を配置又は巡回させ、避難者の健康状態を定期的に確認する。
- ・特に、高齢者や基礎疾患有する者等は、感染した場合、重症化するリスクが高いため、健康状態の確認に十分留意する。
- ・指定避難所以外の避難者（ホテル・旅館、車中泊）の健康管理も実施できるよう、体制を検討する。
- ・避難所運営担当職員やボランティア等の健康管理にも留意する。

(4) 発熱等の症状が出た者への対応

- ・以下の症状の場合は、速やかに専用スペースに誘導し、感染対策を行ったうえで、症状を聞き取り、早急に保健所等に相談する（詳細なフローについては別紙2のとおり）。
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 高齢者や基礎疾患有する方、透析を受けている方、抗がん剤などを用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・発熱者等が利用したエリアについては、受診結果等の状況を確認しつつ、一旦閉鎖するなどの対応を検討し、必要に応じて消毒を行う。
- ・医療機関へ引き継ぐ際、健康状態を確実に伝達できるよう、予め避難者自身が経過観察記録をつけることが望ましい。

(5) その他

- ・避難所運営担当職員に対し、従来の避難所運営との相違点を確認するなど感染症対策の研修を行うほか、円滑な避難所運営を図るために、定期的な訓練の実施を検討する。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の状況の変化や、国等から示される新たな知見等を踏まえ、必要に応じて、対応を検討するものとする。

【参考例】

別紙1

避難者入所時チェックシート

○ ○ 避難所

① 記入日	年 月 日	② 氏名	
③ 体 温	度		

④確認事項

<input type="checkbox"/> 風邪の症状や発熱が数日間続いている
<input type="checkbox"/> 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある
<input type="checkbox"/> 激しい咳症状がある
<input type="checkbox"/> 基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)がある
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス陽性者と判定を受け、経過観察中である
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触者としたことがあり、保健所の経過観察が終わってない
<input type="checkbox"/> 直近2週間以内で海外の渡航歴がある
<input type="checkbox"/> その他、体調が優れない(味覚・嗅覚異常なども含む)

⑤その他、備考

--

*いずれかに該当する場合は、すぐに避難所職員に申し出てください。

体 温	
-----	--

確認者	
-----	--

1 避難所開設時

- ①避難所の受付において配付用マスク、手指消毒液、体温計（非接触型体温計が望ましい）を設置
- ②避難所において、世帯間で可能な限り2mの間隔を確保し必要に応じてパーティションを活用
- ③予め、避難所内で発熱、咳等の症状が出た者のため、可能な限り個室の確保を検討
(難しい場合は、動線を分けたうえで、一般の避難者とはゾーンを区別して確保)
- ④避難所の受付において、問診（検温）の実施

2 避難所受入時（避難生活時は、日々の健康管理又は、避難者の申し出により対応）

- ①次の症状の有無を確認

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）等の基礎疾患
がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合、解熱剤などを飲み続けなければならない方など)



疑われる症状がある場合

- ②個室（もしくは専用ゾーン）へ案内
③避難所職員（保健師等）が管轄保健所へ相談

必要に応じて防災行政無線や避難所の通信機器を活用



緊急に受診が必要な場合

- ④保健所職員が被災状況を確認した上で、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等に受診調整する（必要に応じて搬送）
⑤医師が必要と判断した場合、検体を採取してPCR検査（環境保健研究センター）

搬送経路の状況を確認しながら、必要に応じて、消防へ搬送の協力要請

検査判明までの待機場所については、医療機関等と要調整



- ⑥感染症指定医療機関等に入院



- ⑥避難所個室（専用ゾーン）で生活。（14日間健康観察）

PCR検査実施の場合、保健所が積極的疫学調査を行う

- 避難所個室（もしくは専用ゾーン）閉鎖・消毒



保健所に相談

保健所が濃厚接触者を特定する。

(*家族や濃厚接触者は保健所の指示のもと、健康観察、個室管理等の対策を行う)

各保健所連絡先一覧

施設名	電話番号	FAX 番号	管轄
高松市保健所	087 (839) 2860	087 (839) 2879	高松市
小豆総合事務所	0879 (62) 1373	0879 (62) 1384	土庄町、小豆島町
東讃保健福祉事務所	0879 (29) 8261	0879 (42) 5881	さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
中讃保健福祉事務所	0877 (24) 9962	0877 (24) 8341	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃保健福祉事務所	0875 (25) 2052	0875 (25) 6320	観音寺市、三豊市

※時間外は、警備会社または宿直から担当者へ連絡し対応することになります。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）<避難受付時>

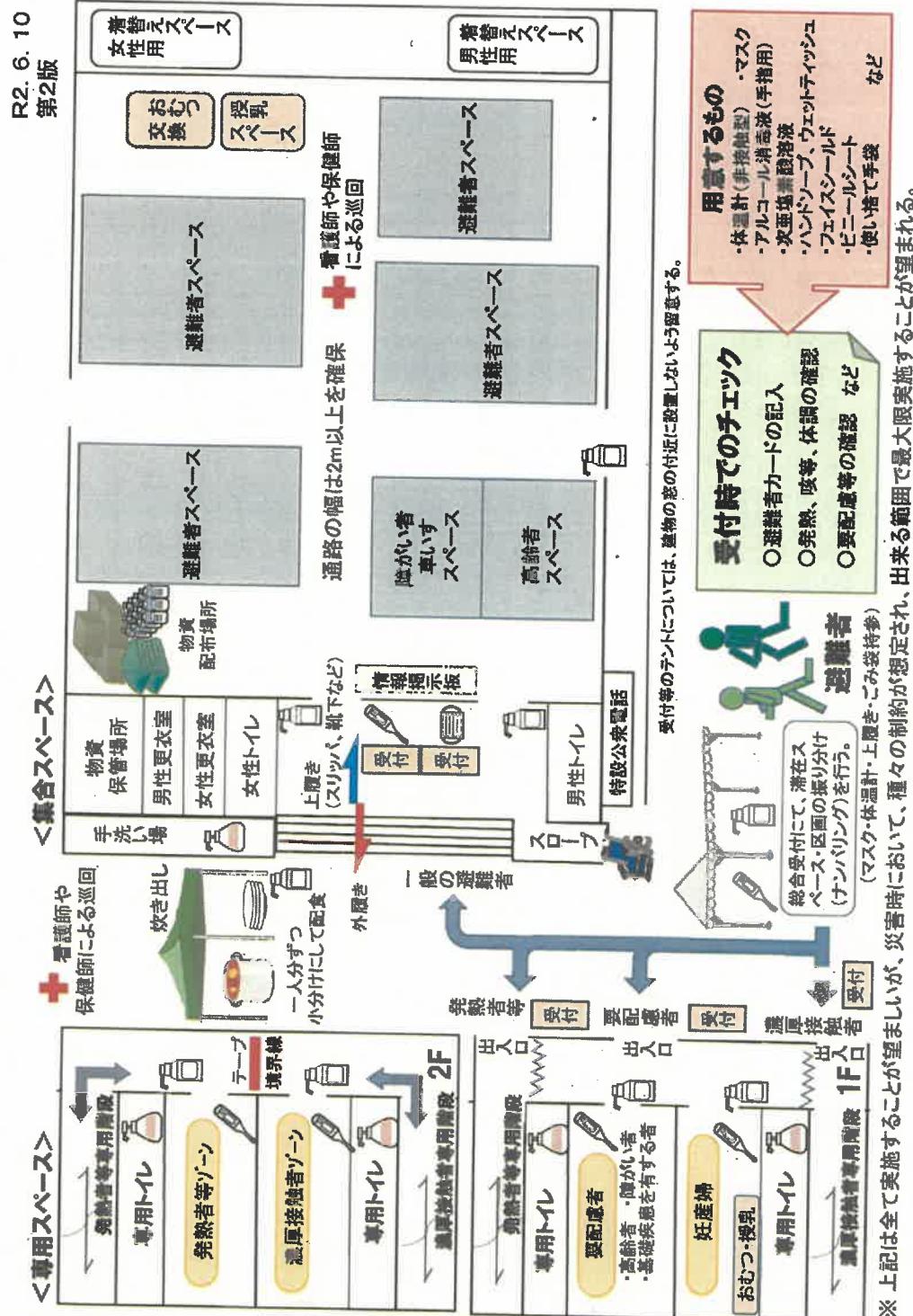
専用施設、専用トイレの確保をする。（専用施設について、確保が難しい場合は、時間的分離、消毒等の工夫をした上で利用することもあれば得る。健常な人の収容は不可。）専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、隣接施設専用避難所を別途開設することも考えられます。

健常者等（一時的）
・健常者等は、予め災害時の沐浴、洗面等をため、本人に伝えておくことが重要です。

・健常者等及び新型コロナウイルス感染者を発生したと疑われる人の対応について、は、防災担当部局など保健福祉部局等が十分に避難の上で、適切な対応を事前に検討する。

・妊産婦等が一時的に避難所に滞在する場合、一般施設内の別の施設と一緒にする。

・同一施設の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用トイレ、専用風呂等が必要※妊娠者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは通常ないことに留意する。



出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）<避難受付時>

用意するもの

- 体温計(非接触型)
- マスク
- アルコール消毒液(手指用)
- 次亜塩素酸溶液
- ハンドソープ、ウェットティッシュ
- フェイスシールド
- ビニールシート
- 使い捨て手袋など

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認など



（マスク・体温計・上履き・ごみ袋持参）



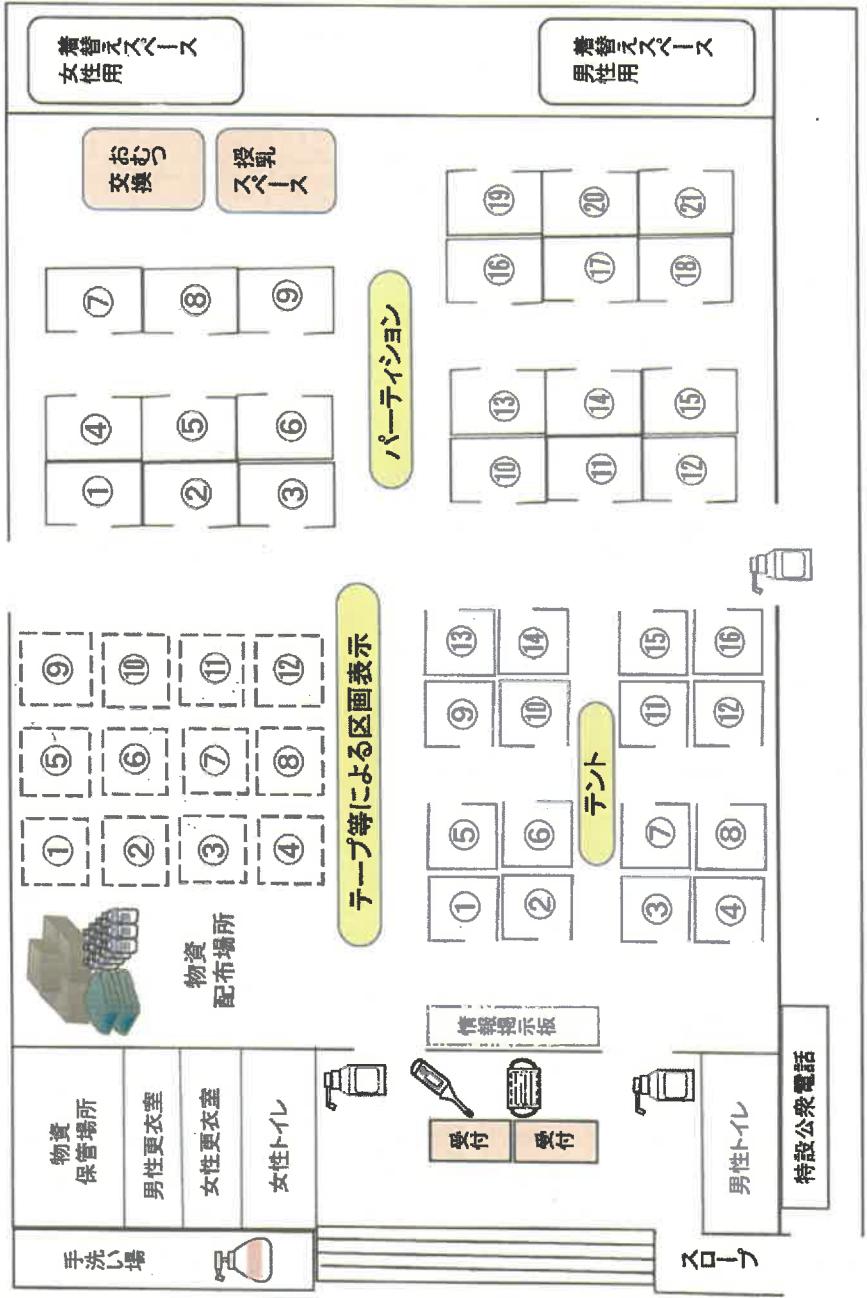
（マスク・体温計・上履き・ごみ袋持参）

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時ににおいて、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- テープ等による区画表示やパーテーション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



出典：内閣府「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）<避難受付以降>

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）<避難受付以降>

<専用スペース>

※上記は全て要施する二点が要ましいが、災害時に於いて、種々の制約が規定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）<避難受付以降>

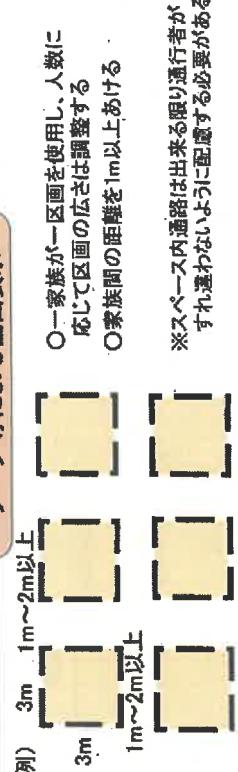
健 康 な 人 の 避 難 所 滞 在 スペース の レイアウト (例)

R2. 6. 10
第2版

- 体育館のような広い空間において、健 康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
○ 感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーテーションやテントを用いることが望ましい。

- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患有する人・障がい者・妊娠婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることとが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



パーテーションを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



- ※人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人ととの距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）」

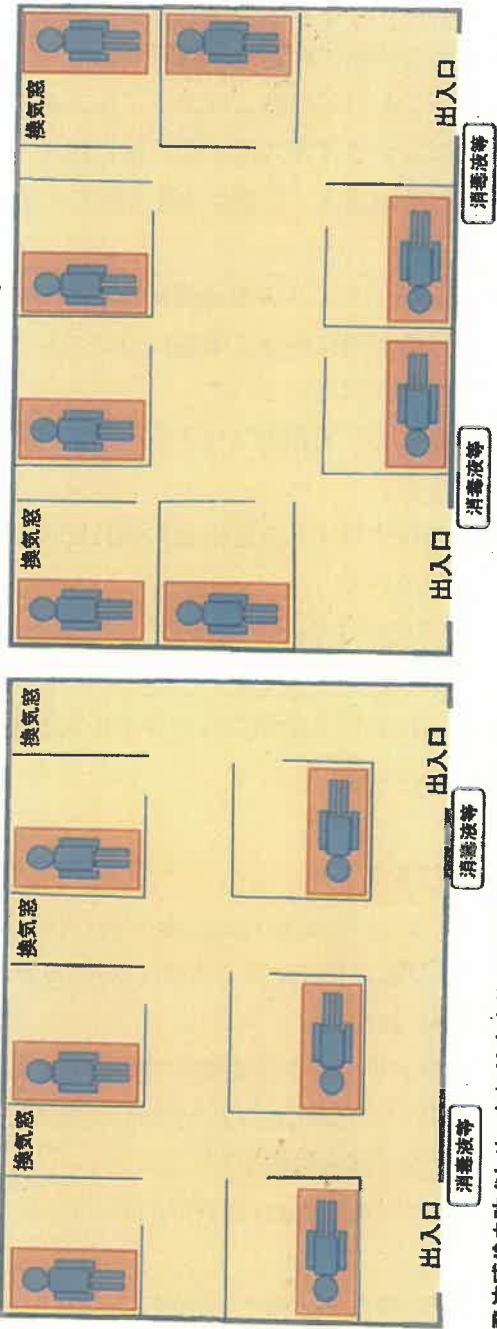
発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず“同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。

※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
※人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所・活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の運営のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府「発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）」

【参考】

国からの通知（内閣府 防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/> 参照）

- 令和2年4月1日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について
- 令和2年4月7日 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について
- 令和2年4月28日 新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について
- 令和2年5月21日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について
- 令和2年5月21日 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について
- 令和2年5月27日 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について
- 令和2年5月27日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について
- 令和2年6月8日 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて
- 令和2年6月10日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）について
- 令和2年6月10日 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第1版）について

その他の情報

- 避難所管理運営指針（平成26年3月）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/web/upfiles/wfpys5171027174957_f01.pdf

- 避難所情報やハザードマップなどについて（かがわ防災Webポータル）

<https://www.bousai-kagawa.jp/>

- 国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

- 新型コロナウイルスについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0001.html#Q2-1

- 新型コロナウイルス感染症の予防法（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0001.html#Q3-1

- 避難所における感染対策マニュアル（2011年3月24日版）

平成22年度厚生労働科学研究費補助金 「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf

